

第3節 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律

I 趣旨

最近の情報通信の技術の発達に伴い、民間における電子商取引の促進を図るため、民間における商取引に関する書面の交付や書面による手続の義務に代えて、書面に記載すべき事項を情報通信技術を利用する方法により提供すること等ができるようにするという観点から、証券取引法等の総計50本の関係法律を、政府一体として省庁横断的に統一的な方針の下改正するための「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」（以下「書面一括法」という。）が平成12年10月20日に国会提出され、同11月27日に公布、平成13年4月1日に施行された。

II 改正の概要

1. 民間同士の交付書面の電子化

電子商取引を促すため、民間同士の書面交付あるいは書面による手続を義務付けている法律について、送付される側の承諾を条件に、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（電子メール、ホームページによる送付又はCD-ROM、フロッピーディスクによる手交等）による送付も認められるよう、所要の改正を行う。なお、金融庁所管法律のうち、改正対象となった法律は以下の9本である。（資料6-3-1参照）

- ・ 証券取引法
- ・ 投資信託及び投資法人に関する法律
- ・ 外国証券業者に関する法律
- ・ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
- ・ 金融先物取引法
- ・ 保険業法
- ・ 資産の流動化に関する法律
- ・ 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律
- ・ 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律

2. 目論見書等の電子化の実施時期の前倒し

先般の通常国会で成立した証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律では、有価証券報告書等の企業内容等の開示手続を電子情報処理組織を用いて行うこと等の改正事項に加え、目論見書等の民間同士の交付書面についても電子情報処理組織を利用する方法により交付することができることとした。

目論見書等の電子化については、平成13年6月1日から平成14年6月1日の範囲内において政令で定める日から実施することとされていたが、電子商取引

の促進という政府全体の方針を踏まえ、今回の書面法案の中で、当該書面の電子化の時期を書面法案の施行時期に前倒しすることとした。